

議長局長補佐係



平成30年11月30日

鹿追町議會議長 塙渕 賢治様

新しい議会づくり研究会

代表 安藤 幹夫



平成30年度政務活動費に係る調査及び収支報告について
鹿追町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記
のとおり平成30年度政務活動費調査及び収支報告を提出します。

記

1 政務活動費調査報告書 別紙1

2 政務活動費収支報告書 別紙2

3 会派出席者名

安藤 幹夫、 塙渕 賢治、 吉田 稔、 川染 洋、 上嶋 和志、
加納 茂、 山口 優子

別紙1

平成30年度政務活動費調査報告書

1 調査期日

平成30年9月29日

2 調査目的

さらなる議会改革が求められる地方議会において、今後の方向性、具体化策を探る。議会への市民参加の考え方、類型、事例報告を通じ、北海道における自治体議会の改革の特徴を踏まえ今後の展開を図る。

3 調査項目

(1) 基調講演 (13時35分～14時05分 30分間)

「市民参加の理論と議会への市民参加」

神原 勝氏（北海道大学名誉教授・議会技術研究会顧問）

(2) 基調報告 (14時05分～14時30分 25分間)

「試論－議会への市民参加の類型」

西科 純氏（研究会共同代表）

(3) 「事例報告 (14時30分～17時00分 各25分間)

- | | |
|--------------------|--------|
| ① 栗山町議会 改革推進委員会委員長 | 藤本光行氏 |
| ② 斜里町議会 事務局長 | 阿部公男氏 |
| ③ 別海町議会 議会運営委員長 | 西原 浩氏 |
| ④ 北広島市議会 議員 | 田辺 優子氏 |
| ⑤ 浦幌町議会 事務局議事係長 | 中田進氏 |
| ⑥ 芽室町議会 議会運営委員長 | 早苗 豊氏 |

4 調査場所 札幌市北区北6条西7丁目5-3

北海道自治労会館 3F 中ホール

5 調査結果

(1) 基調講演

〔埴渕 賢治〕

自治体運営では、「市民が参加」をし、自治体〈行政と議会〉が、市民に対し「情報を公開」する事が自治体運営上、重要不可欠な要素である。

従前では「行政への市民参加」が主であり、「議会への市民参加」は低調であった。その状況は、予算権はもとより「政策過程」における、議会の力量の

低さが評価に繋がったと解される。

議会の運営は「ルール」と「システム化」により議会が運営され、もう1つの要因には「政策形成」により、まちづくりに参画することが見逃せない一面でもある。

現在の鹿追町議会では、住民に対して情報公開と併せて、町政全般にわたり広聴の立場に重きをおき推進している。

所管委員会では、住民意思を受け「調査・検討」をし、全員協議会で議員間の討議、最終案として「住民の意思+議会の意思」が議会提案となり、執行者への要請活動を実施している。

この現状の取り組みは住民意思を織り込んだ住民提案型の施策と解している。今後も時代の変遷を視野に、「議会改革」は永遠のテーマとして、次世代への継承が重要と考える。

〔山口 優子〕

自治体運営における主体は、主権者としての市民（政治主体）と、市民であるとともに制度的な役割を担う長、議会（議員）、職員（制度主体）の4者である。「行政への市民参加」として提起されてきた従来の市民参加論は、長と行政の活動について論じられることが多く、「議会への市民参加」に関しては、理論的にも実践的にも蓄積が乏しい。「議会への市民参加」の意義と可能性については次のように考える。

議会の市民参加は行政の市民参加とどう異なるか、異なるべきかについて、論点を整理する必要がある。「自治体への市民参加=行政の市民参加+議会の市民参加」ととらえ、長と議会が別々に市民参加を行うのではなく、共同で実施する。あるいは政策サイクルの手続きに組み込んで長と議会が行う。政治的正当性の根拠が対等な長と議会はそれぞれ独自に対市民責任を負う二元代表制の原理からすれば、このような方法が妥当であると考えられる。

議会は市民の代表機関として住民の意思を広く反映するために、市民参加は必然性がある。また、市民と議会が相互交流することによって、双方が自治体の政治・行政に習熟するチャンスを拡大し、議員の役割をわかってもらうことにより、議員候補者を排出する可能性も拡大すると考えられ、議会モニター制度の導入は、そのための最良の方法であると考えられることであった。

神原先生が紹介された芽室町議会モニターの経験者のコメントが印象に残

った。「議会モニターをしたことで議会は前より身近で開かれてわかりやすくなつた。私の意識が変わつたのだ。議会改革といふのは町民の意識をどう変えていくかといふことも重要なことではないかと思った」というものだ。芽室町では議会モニター経験者が、その後、議員になつてゐる。私自身も鹿追町の第3者審議委員を経て、議員になつてゐるので、この話は実感としてよくわかる。

なり手不足解消のために議会モニター制度が最も有効との神原先生のお話であったが、鹿追町においても、すでにある制度の第3者審議会の委員の役割を拡充し、議会の傍聴をしてもらう、議会の内容について委員同士で議論をしてもらうなどの方法を検討してみることも良いことであると思った。

(2) 基調報告

[吉田 稔・上嶋 和志]

「議会における市民参加の類型」

議会技術研究会の共同代表である西科純氏による報告を受けた。

西科氏は、議会への住民参加は改革の生命線であるとして、議会改革は議会の内部の改革にとどまらず、自治機構の改革に進むべきであると述べられた。

現段階における議会への市民参加の類型には、日常の議会運営や議会改革に関する市民参加と、政策のあり方を巡る市民と議会の意見交換として参加する方法、あるいはそれらの折衷型、またその他のタイプと4つの類型が市民参加の現状として報告された。

議会報告会、議会モニター制度などの手法を通じて、議会は市民意志を収集しそれを整理し、議会で議員間討議を行いそれが妥当かどうかの判断をして議会の意思、政策として転換していくという道筋が示された。

議会改革は、議会基本条例の制定などにより市民の意見を聴取するということから議員間討議を経て議会の意思を形成して政策とする議会改革の第二ステージと進んでいかなければならないと感じさせられた。

(3) 事例報告

[川染 洋]

① 栗山町議会

「住民参加の取り組みの現状・課題」

栗山町議会基本条例に町民と議会の関係について明記されており、着実に

町民の参加を促すべき事柄を実施することによりその成果を上げている。

その具体的な取り組みとして次の事が挙げられている。

1) 情報の公開

議会ライブ中継、録画配信、議会広報紙の発行。

2) 一般会議

目的、課題をもって各種団体との議論の場をいつでもできる状況を作つておく。

例：商工会、建設協会、農業委員会、青年会議所、小中学校教職員、
病院、指定管理者会議、北海道中小企業家同友会、新生栗山を考える会、社会福祉協議会、議会議員定数等に係る意見交換会、その他総合計画策定や教育行政の報告など行政との一般会議も行う。

3) 参考人制度及び公聴会制度

重要案件のほか請願、陳情も対象。

4) 請願・陳情

提出されたものについてはすべて審議対象とする。（郵送は除く）

5) 多様な意見交換の場

所管事務調査で利害関係者のなどを対象に実施。

6) 議決賛否の公表

ホームページ及び議会広報紙に掲載して知らせる。

7) 議会モニター

議会運営の助言を求める目的に平成20年条例を改正し設置する。

モニターの数は15名以内として、公募及び推薦により決定し議長が委嘱する。

モニターには6項目による使命を負わせている。

- ・ 会議を傍聴し意見を文書にて提出する
- ・ 議会だより、議会ホームページに関する意見を文書により提出する
- ・ 議長が依頼する議会の運営に関する調査事項に回答する
- ・ 議員と1年に1回以上意見交換をする
- ・ 政務活動費の使途に関する意見を述べる
- ・ その他議長が必要と認めたこと

8) 議会報告会

従来の地域住改型に加えて対象を設定して行うアウトリーチ型を導入。

9) 個別型住民投票の保障

栗山町の特筆すべきはその根底に住民の「政策策定への参加」を目論見、「一般会議」と「議会モニター」に使命が加重されていることに意義があると思われる。

② 斜里町議会

「議会モニターの導入の試み」

議会側としては、議会が抱えている悩みとしての、「議員の質の向上（先進地に学ぶこと、議会人としての素養を学ぶこと）」、「議会改革（定数、報酬、ライブ中継等）」、「住民との乖離（議会への信頼回復）」、「後継者への環境整備（立候補者の確保など）」等々住民からの意見を徴することにより本来の議会活動のあるべき姿を模索しようとした考え方からである。

一方、住民側にとっては住民が議会の事を直接知ることの機会として双方の認識度を高める狙いしたことなど、いずれにしても議会モニターの導入は議会と住民との距離感を縮めお互いをよく知ることを狙いとしたものである。

真は「議会が自らの考えと行動を明らかにし説明責任を果たすことの継続行為により、住民の議会への理解や興味を増幅させ結果後継者の拡大」も図られるものとしている志向を根底にモニター制度の活用をしようとしていることに大きな意義があると思われる。

③ 別海町議会

「議会モニター制度」

別海町の自治基本条例に「広聴の機会を確保する議会の努力」が規定されていることから、議会広報特別委員会を常任委員会にして継続的に住民との接点を持つことを狙いとする改革をはじめ、更に努力を実践するべく平成28年4月から議会モニターを導入したものである。

別海町議会活性化計画には6項目だけでその基本方針と具体的な取り組みが明確にされている。（ここでは特に記載しない）

大きな目的は「議会運営に町民の意見を反映」し、議会のチェック機能と「政策形成能力の向上」を目指すものであるとされている。

公募 2 名、団体推薦計 8 名のモニターで組織されている。人選は地域代表（町内会長）、産業代表（商工関係、農業関係、漁業関係）などのバランスを考えたものである。

モニターの使命は、

- ・ 本会議を傍聴し、意見、提言を提出すること
 - ・ 年に 1 回以上議員との意見交換を行うこと
 - ・ 議会広報やホームページに対する意見を述べること
- などとしている。

モニターからの意見は議会活動や議会運営に肯定的な意見もあるが、また指摘もあり、その他議会に関するこの自由意見が数多く出ている。

その中でも、「町民が議会を通して町に求めてほしいこと、質してほしいことなど議会の活動としては住民との間に乖離があると感じる」などの意見は議会活性化活動に大きなヒントを与えてくれたものと考えている。

モニター制度から寄せられる住民の辛辣な意見は「議会の品格、議員の資質、議会運営の改善」などのために必要であると自己評価している。

わが議会も議員全員が率直に辛辣なご意見を拝聴し議会の議員の改善に繋がるようルール化されることが望ましい。

[加納 茂]

④ 北広島市議会

北広島市議会では議会改革推進会議を核として改革を進めているが、まだ議会基本条例が制定されていない。議会報告会、意見交換会は開催されていないが視察報告、政務活動費のHP公開、議会facebookにより情報を開示している。

議員構成は 22 名中女性議員が 7 名おりそれぞれ別々の会派であるが、女性議員の会（4 T I N K）があり、市民との交流会、意見交換会を行い女性議員の目線により議会、市に提案をしている。

⑤ 浦幌町議会

現在浦幌町議会は定員 11 名の所 10 名の議員で構成されており、なり手不足が深刻な状態である。また、財政上の理由により道外の行政視察が行われていなかつたが、H28 年より再開したとのことであった。

住民との密接な関係築くため、まちなかカフェDE議会、まちなかお邪魔DE議会、モニターハウス等を開催し町長に提案している。これはわが町と共通するものであるが、防災アンケート、パブリックコメント等をとつており災害の頻度が比較的低いわが町とは対照的である。

⑥ 芽室町議会

芽室町議会の特徴としては、ネットワーク型議会の構築として、北大、早大、議会モニター、諮問会議、報道機関、町民、東京財團、議長会、議会サポーターとのネットワークにより活性化が図られている。芽室町議会の活動は我々のよく聞くところであり、活発な議会活動は各機関より注目されており、我が議会にも少なからず影響を与えていたと感じることから、今後も参考にしていくべき議会だと思われる。

6 所感及び提言（活用策・活性策）

[安藤 幹夫]

地方議会である市町村議会、全国で約1,000を超える議会が議会基本条例を制定している。北海道でいち早く施行している空知管内栗山町議会をはじめとする各地方議会は、基本条例を最高規範として議会改革に取り組んでいるところであるが、その多くの議会は自治基本を長と行政の問題と対岸視し、議会活動に十分活用していないのが現実である。

今回のテーマである「市民（住民）と議会の交流はどうあるべきか」は、まさに議会がいかに住民参加をはかり、実践をしていくかが、各市町村の事例報告の中から読み取ることができた。

議会における住民参加の論点として、議会における住民参加がなぜ必要であるか、改めて考えてみる。住民参加を行うことの意義などを論点整理し、実行し、住民参加の方式の検討とともに住民意思・議会意思を反映させる仕組みの形成が重要であり、住民意思を議会意思に置き換える必要性があると思考する。そのためには、より幅広い世代、幅広い職種、各種団体の住民を取り込むことのできる「議会モニターハウス制度」は、着実に住民参加を促すべき事柄を実施することにより、その成果を上げることができる。モニターハウス制度の導入により議会と住民の距離感を縮め、お互いをよく知ることができ、将

来議会参加を目指す人材の発掘に繋がり、また、住民の辛辣な意見は議会の品格、議員の資質、議会活性化の自己評価ができることから制度のルール化と仕組みづくりが必要であると考察する。

別紙2

平成30年度政務活動費收支報告書

1 収 入

(単位：円)

科 目	収 入 額	備 考
政務活動費	97,743	町より助成
自己負担金	18,162	安藤3,049円、埴渕15,113円
合 計	115,905	

2 支 出

(単位：円)

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費	115,475	車 費 自宅 ⇄ 役場 《明細別紙》 2,255円 車 費 役場 ⇄ 新得駅 《明細別紙》 6,480円 汽車賃 新得駅 ⇄ 札幌駅 《明細別紙》 75,600円 宿泊代 《明細別紙》 24,140円 参加費 《明細別紙》 7,000円
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
合 計	115,475	

3 残 額

430 円

【別紙】

■ 車 費 (自宅 ⇄ 役場)

日付	説 明	明 細				備 考
9/29	安藤 幹夫	55円 × 3.5 km ×	2回	=385円		往復
"	加納 茂	55円 × 5 km ×	2回	=550円		往復
"	山口 優子	55円 × 9 km ×	2回	=990円		往復
9/29・ 9/30	上嶋 和志	55円 × 3 km ×	2回	=330円		往復
計				2,255円		

■ 車 費 (役場 ⇄ 新得駅)

日付	説 明	明 細				備 考
9/29	乗り合わせ	2台 × 60円 × 18km ×	2回	=4,320円		安藤、川染(役場 ⇄新得駅)
9/29・ 9/30	乗り合わせ	1台 × 60円 × 18km ×	2回	=2,160円		上嶋(役場⇄新得駅)
計				6,480円		

■ 汽車賃(新得駅 ⇄ 札幌駅)

日付	説 明	明 細				備 考
9/29	日帰り	10,800円 × 5人		=54,000円		安藤、吉田、川 染、加納、山口
9/29・ 9/30	1泊2日(交流会参 加のため)	10,800円 × 2人		=21,600円		埴渕、上嶋
計				75,600円		

■ 宿泊代

日付	説 明	明 細				備 考
9/29・ 9/30	交流会参加のため	12,070円 × 2人		=24,140円		埴渕、上嶋
計				24,140円		

■ 参加費

日付	説 明	明 細				備 考
9/29	議会技術研究会 セミナー参加費	1,000円 × 7人		=7,000円		
計				7,000円		

合 計	115,475円	安藤13,053円 吉田13,047円 川染13,047円 加納13,047円 山口13,047円 埴渕25,117円 上嶋25,117円
-----	----------	---

支払い先 内訳

区分	支払い先	金額	領収書番号
車賃	安藤 幹夫	385円	①
車賃	加納 茂	550円	②
車賃	山口 優子	990円	③
車賃	上嶋 和志	330円	④
車賃	安藤 幹夫	2,160円	⑤
車賃	川染 洋	2,160円	⑥
車賃	上嶋 和志	2,160円	⑦
汽車賃	JR北海道 新得駅	75,600円	⑧
宿泊代	札幌ビューホテル大通公園	24,140円	⑨
参加費	北海道自治体学会・議会技術研究会 公益社団法人 北海道自治研究所	7,000円	⑩
合計		115,475円	

領 収 書

1

金385円

但し、平成30年9月29日 政務活動での交通費として

内訳

区分	月日	金額	説明
自宅 ⇄ 鹿追町役場	自動車 9月29日	385円	自家用車を使用。金額は、385円 (3.5 km × 55 円 × 2)
計		385円	

上記金額について、正に受領しました。

平成30年 9月29日

安藤 幹夫

領 収 書

2

金550円

但し、平成30年9月29日 政務活動での交通費として

内訳

区分	月日	金額	説明
自宅 ⇄ 鹿追町役場	自動車 9月29日	550円	自家用車を使用。金額は、550円 (5.0 km × 55 円 × 2)
計		550円	

上記金額について、正に受領しました。

平成30年 9月29日

加納 茂

領 収 書

3

金990円

但し、平成30年9月29日 政務活動での交通費として

内訳

区分	月日	金額	説明
自宅 ⇄ 鹿追町役場	自動車 9月29日	990円	自家用車を使用。金額は、550円 (9.0 km × 55 円 × 2)
計		990円	

上記金額について、正に受領しました。

平成30年 9月30日

山口 優子

領 収 書

4

金330円

但し、平成30年9月29日～30日 政務活動での交通費として

内訳

区分	月日	金額	説明
自宅 ⇄ 鹿追町役場	自動車 9月29・ 30日	330円	自家用車を使用。金額は、330円 (3.0 km × 55 円 × 2)
計		330円	

上記金額について、正に受領しました。

平成30年 9月30日

上嶋 和志


領 収 書

5

金2,160円

但し、平成30年9月29日 政務活動での交通費として

内訳

区分	月日	金額	説明
鹿追町役場 ⇄ 新得駅	自動車 9月29日	2,160円	自家用車を使用。金額は、2,160円 (18 km × 60 円 × 2) [安藤、吉田、山口 乗車]
計		2,160円	

上記金額について、正に受領しました。

平成30年9月29日

安藤 幹夫


領 収 書

6

金2,160円

但し、平成30年9月29日 政務活動での交通費として

内訳

区分	月日	金額	説明
鹿追町役場 ⇄ 新得駅	自動車 9月29日	2,160円	自家用車を使用。金額は、2,160円 (18 km × 60 円 × 2) [川染、加納 乗車]
計		2,160円	

上記金額について、正に受領しました。

平成30年9月29日

川染 洋


領 収 書

7

金2,160円

但し、平成30年9月29日～30日 政務活動での交通費として

内訳

区 分		月 日	金 額	説 明
鹿追町役場	新得駅	自動車 9月29日 ～30日	2,160円	自家用車を使用。金額は、2,160円 (18km × 60円 × 2) [上嶋、埴渕 乗車]
計			2,160円	

上記金額について、正に受領しました。

平成30年9月30日

上嶋 和志

8

領收証 (RECEIPT) No. 130717-48

日本政府 200円
○印紙

ご氏名 鹿追町議会 様

金額	千	百	十	元	角	銭
	5	6	0	0		

ただし ① JR券 2. 航空券 3. 宿泊券 4. レンタカー
 5. 国内旅行パック 6. 海外旅行パック
 7. 定期券 8. その他 ()

現金 1 ¥

クレジット	¥
カード 会社名	日専連 JCB VISA UC DC MASTER その他()
旅行券	¥
銀行振込	¥
	¥

上記の金額領収致しました
平成 30 年 9 月 29 日
(注) 金額を訂正したもの、取扱者印又はサインのないものは、
無効でございます。

北海道旅客鉄道 札幌支店 取扱者
Hokkaido Railway Sapporo Branch
〒060-8644 札幌市中央区北1条西4丁目1番
発行箇所 新得駅

9

お名前 鹿追町議会
金額 ￥24,140-
但し ご宿泊代として
上記金額正に領収致しました。

領 収 書
様

2018/09/30 093002110102



〒060-0042 札幌市中央区大通西8丁目 TEL:011-261-0111 FAX:011-261-5650

(10)

平成 30 年 9 月 29 日

領 収 書

様

¥ 1,000 一

但、議会技術研究会オータムセミナー参加費として上記正に領収いたしました

議会技術研究会共同代表

渡辺 三省



但、議会技術研究会オータムセミナー参加費として上記正に領収いたしました

議会技術研究会共同代表

渡辺 三省



議会技術研究会共同代表

渡辺 三省



議会技術研究会共同代表

渡辺 三省



¥ 1,000 一

但、議会技術研究会オータムセミナー参加費として上記正に領収いたしました

議会技術研究会共同代表

渡辺 三省



平成 30 年 9 月 29 日

領 収 書

様

¥ 1,000 一

但、議会技術研究会オータムセミナー参加費として上記正に領収いたしました

議会技術研究会共同代表

渡辺 三省



平成 30 年 9 月 29 日

領 収 書

様

¥ 1,000 一

但、議会技術研究会オータムセミナー参加費として上記正に領収いたしました

議会技術研究会共同代表

渡辺 三省

